

労災病院の使命・役割・業務等



新しい法人制度における労災病院等の使命、役割

1 現行の労災病院等の使命・役割

- 独立行政法人労働者健康福祉機構が設置・運営する労災病院等（34施設）は、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するため、病院グループのネットワークを活用して、国が担うべき政策医療等の提供を通じ、労災補償政策の医療面のセイフティネットの役割を果たしている。

労働者災害補償保険法第29条（社会復帰促進等事業）

政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

独立行政法人労働者健康福祉機構の目的（独立行政法人労働者健康福祉機構法第3条）

療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、（中略）もって労働者の福祉の増進に寄与すること

2 新法人における労災病院等の使命・役割の在り方

- 新法人における労災病院の使命・役割について、どのように考えるか。

〈参考1〉独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)(抄)

【労働者健康福祉機構】

- 国が担うべき政策医療等について、国全体として無駄のない効率的な医療提供体制の下で、医療法の体系も踏まえ、国が適切に関与しつつ、確実に実施するとともに、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す。

〈参考2〉国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会報告書(平成24年2月15日)(抄)

2 国立病院・労災病院の在り方について

(1) 政策医療を提供する病院としての在り方

- 国立病院と労災病院は、政策医療を提供する病院として、国の政策上必要と判断された事業については、新規の取組や採算をとることが困難なものであっても、率先して実施している。例えば、結核、重症心身障害、筋ジストロフィーやアスベスト関連疾患など、他の設置主体では提供されないおそれのある医療を提供している。
このように、両病院は、国が医療政策や労災補償政策上必要と判断した事業について、その実施主体として、引き続き率先して実施すべきである。

- また、国立病院と労災病院は、政策医療そのものの提供に加え、治験等を含む臨床研究の実施や、全国斉一的な労災認定基準の確立等のための業務上外の診断法や鑑別診断法等の開発等を行い、政策医療に係る診療指針等を策定して、外部(民間の病院等)への発信等を行っている。さらに、政策医療の中には、専門家を育てることが難しい分野もあることから、政策医療を担う人材育成に取り組むとともに、国家レベルでの緊急事態には医師等の派遣など必要な対応を行っている。

このように、両病院は、治験を含む臨床研究の実施、国の医療政策等に係るエビデンス・診療指針、モデル等の策定や外部への発信、政策医療に係る研修等の政策医療を担う人材の育成、国家レベルでの緊急事態への対応など、国の医療政策や労災補償政策を総合的に支える病院であるべきである。(以下、略)

新しい法人制度における労災病院等の業務

1 新法人における労災病院等の業務の在り方

- 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針において、労働者健康福祉機構については、「固有の根拠法に基づき設立される法人とするに当たっては、労災病院関係業務等の真に必要な事務・事業に限定する」とされていることを踏まえ、新法人移行後の労災病院等の業務の在り方の整理が必要。

〈参考1〉独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)(抄)

- 固有の根拠法に基づき設立される法人とするに当たっては、労災病院関係業務等の真に必要な事務・事業に限定する。

〈参考2〉独立行政法人労働者健康福祉機構の業務

- ① 労災病院等【労災病院(32施設)、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター】
- ② 労災病院関係業務
 - ・ 産業保健推進センター事業
 - ・ 労災リハビリテーション作業所の運営
- ③ その他の業務
 - ・ 未払賃金立替払事業
 - ・ 産業殉職者慰霊事業
 - ・ 労働安全衛生融資等の貸付金回収事業(経過措置業務)

現行の労働者健康福祉機構の業務

労災病院関係業務

労災病院等

(機構法第12条第1項第1号)

労災疾病に係る
調査研究

メンタルヘルス対策・
過労死予防など産業保健の
実践

- ・ 労災病院 (32施設)
- ・ 医療リハビリテーションセンター
- ・ 総合せき損センター

研究成果等の
普及・教育

被災労働者の
早期職場復帰に向けた
先導的医療の実践

労災保険給付に係る
業務上外の決定等での
医学的判断の基礎の提供

産業保健推進センター事業

(機構法第12条第1項第3号)

(産業保健推進センター: 47都道府県)

事業概要

- ・ 労働者50人以上の事業者には、労働安全衛生法により、産業医等による産業保健活動を義務付け。
- ・ 産業医等の産業保健関係者がその職務を履行する上で必要な知識を付与する研修等を実施。

産業保健推進センターが担う役割

- ・ 相談事業
- ・ 研修事業
- ・ 情報の提供
- ・ 産業保健調査研究

産業医、
衛生管理者、等の
産業保健関係者等

労災リハビリテーション作業所の運営

(機構法第12条第1項第7号)

平成27年度中に廃止

事業概要

労働災害により外傷性せき髄損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更正しようとしている者を宿舍に受け入れ、健康管理や生活指導を行い、各種の勤労作業に従事させ、その自立更正を支援。

未払賃金立替払事業

(機構法第12条第1項第6号)

事業概要

- ・ 企業倒産により賃金が支払われないうまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって立替払する事業における立替払事務・求償事務を実施。

産業殉職者慰霊事業

(機構法第12条第1項第8号)

事業概要

- ・ 労働災害による産業殉職者の御霊を合祀するため、高尾みころも霊堂を設置・運営するとともに、毎年秋に全国から遺族代表を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催。

労働安全衛生融資等の貸付金

回収事業

(機構法附則第3条第3項)

経過措置業務

事業概要

- ・ 旧労働福祉事業団が行っていた、①労働安全衛生融資、②在宅介護住宅・自動者購入資金の貸し付けに係る残存債権の管理・回収を実施。

〈参考〉独立行政法人労働者健康福祉機構法（抄）

●第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 療養施設（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第一号に規定する療養に関する施設をいう。）の設置及び運営を行うこと。
 - 二 健康診断施設（労働者災害補償保険法第二十九条第一項第三号に規定する健康診断に関する施設をいう。）の設置及び運営を行うこと。
 - 三 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。
 - 四 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条の二に規定する事業場について、同法第十三条第二項に規定する要件を備えた医師を選任し、当該医師に同条第一項に規定する労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者に対する助成金の支給を行うこと。
 - 五 労働安全衛生法第六十六条の二の規定による健康診断を受ける労働者に対する助成金の支給を行うこと。
 - 六 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第三章に規定する事業（同法第八条に規定する業務を除く。）を実施すること。
 - 七 リハビリテーション施設（労働者災害補償保険法第二十九条第一項第一号に規定するリハビリテーションに関する施設をいう。）の設置及び運営を行うこと。
 - 八 被災労働者（労働者災害補償保険法第二十九条第一項第一号に規定する被災労働者をいう。）に係る納骨堂の設置及び運営を行うこと。
 - 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の委託を受けて、労働者災害補償保険法第七条第一項の保険給付に関する決定に必要な検診を行うことができる。

●附則第三条 機構は、第十二条に規定する業務のほか、当分の間、旧法第十九条第一項第一号に規定する療養施設であつて機構の成立前に厚生労働大臣が定めるものの移譲又は廃止の業務を行う。

- 2 機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、政令で定める日までの間、機構の成立の際現に事業団が設置している施設であつて政令で定めるものの移譲又は廃止の業務を行うものとし、それまでの間、当該施設の運営を行う。
- 3 機構は、第十二条及び前二項に規定する業務のほか、旧法第十九条第一項第二号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。
- 4 機構は、第十二条及び前三項に規定する業務のほか、旧法第十九条第一項第一号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構の委託を受けて、当該債権の管理及び回収の業務を行うことができる。
- 5 機構は、前各項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

〈参考〉（旧）労働福祉事業団法（抄）

●第十九条第一項第二号 事業者又は政令で定める者が労働災害の防止及び労働者の健康の保持のため資金の貸付を行うこと。

(1) 労災病院等

<事業概要>

- ・ 労災病院等は、必要な政策医療改革に取り組みつつ、一般医療の提供と併せて、国が担うべき政策医療として、じん肺、せき損など従来型の労災疾病やアスベスト関連疾患、メンタルヘルス不調など今日的な課題となっている疾病に対する高度・専門的医療の提供に加え、病院ネットワークを活用して
- ① 労災疾病に係る調査研究
 - ② 被災労働者の早期職場復帰に向けた先導的医療の実践
 - ③ メンタルヘルス対策、過労死予防など産業保健の実践
 - ④ 労災保険給付に係る業務上外の決定等での医学的判断の基礎の提供
 - ⑤ 研究成果等の普及・教育

など採算面等から民間病院では提供されないおそれのある医療を提供する。

- 新法人における労災病院等の業務、担うべき医療について、どのように考えるか。

〈参考1〉独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)(抄)

【労働者健康福祉機構】

- 国が担うべき政策医療等について、国全体として無駄のない効率的な医療提供体制の下で、医療法の体系も踏まえ、国が適切に関与しつつ、確実に実施するとともに、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す。

〈参考2〉国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会報告書(平成24年2月15日)(抄)

2 国立病院・労災病院の在り方について

(1) 政策医療を提供する病院としての在り方

- 国立病院と労災病院は、政策医療を提供する病院として、国の政策上必要と判断された事業については、新規の取組や採算をとることが困難なものであっても、率先して実施している。例えば、結核、重症心身障害、筋ジストロフィーやアスベスト関連疾患など、他の設置主体では提供されないおそれのある医療を提供している。

このように、両病院は、国が医療政策や労災補償政策上必要と判断した事業について、その実施主体として、引き続き率先して実施すべきである。

- また、国立病院と労災病院は、政策医療そのものの提供に加え、治験等を含む臨床研究の実施や、全国斉一的な労災認定基準の確立等のための業務上外の診断法や鑑別診断法等の開発等を行い、政策医療に係る診療指針等を策定して、外部(民間の病院等)への発信等を行っている。さらに、政策医療の中には、専門家を育てることが難しい分野もあることから、政策医療を担う人材育成に取り組むとともに、国家レベルでの緊急事態には医師等の派遣など必要な対応を行っている。

このように、両病院は、治験を含む臨床研究の実施、国の医療政策等に係るエビデンス・診療指針、モデル等の策定や外部への発信、政策医療に係る研修等の政策医療を担う人材の育成、国家レベルでの緊急事態への対応など、国の医療政策や労災補償政策を総合的に支える病院であるべきである。(以下、略)

- さらに、国立病院と労災病院は政策医療だけを提供すればいいということでは全くなく、一般医療も併せて提供していくことが必要である。政策医療だけでは病院経営は成り立たないこともあるが、医師等の臨床技能の維持・向上や、医師等の確保・養成、必要な検査・治療機器の整備、さらには地域の医療水準の向上や災害時対応能力の涵養という観点からも、一般医療の提供は不可欠である。

① 労災疾病に係る調査研究

- 労災病院等は、病院グループのネットワークを活用することで、蓄積された多数の労災疾病等に係る臨床データや疾病と職業の関連性に関する情報を用いて、疾病と職業の因果関係（労働者災害補償保険法に基づく業務上外の診断法や鑑別診断法等）の臨床研究を実施するとともに、具体的成果の情報発信を行っている。
- こうした診断法や鑑別診断法等は、迅速・適正な業務上外の労災認定や的確な労災医療の提供が、全国斉一的に行われるための土台となるものであることから、国の関与の下、労災病院等に行わせている。

② 被災労働者の早期職場復帰に向けた先導的医療の実践

- 労災病院等は、戦後間もない頃からリハビリテーションを日本に先駆的に導入した実績を有している。被災労働者の早期職場復帰に向け、企業と連携しながら、被災労働者に対し、医師、看護師、理学療法士、作業療法士や医療ソーシャルワーカーなどのチームによるリハビリテーション等を提供している。
- また、がんや生活習慣病など労働者の多くが罹患している疾病について、就業と治療の両立支援に取り組んでいる。

③ メンタルヘルス対策、過労死予防など産業保健の実践

- 労災病院等は、労働者の新たな健康問題として社会問題化しているメンタルヘルス不調、過労死について、予防医療の観点から、メンタルヘルス対策として、労働者を対象とする心理カウンセラーによる対面型カウンセリング・電話相談の実施や、企業等を対象とする研修会や講習会等を実施するとともに、過重労働による健康障害防止対策として、医師を中心に保健師、管理栄養士、理学療法士等の専門スタッフによる各種指導、講習会等を実施している。
- また、医師の3割弱が産業医資格を有していることを活かし、企業に対し、各種の産業保健サービスを提供している。

④ 労災保険給付に係る業務上外の決定等での医学的判断の基礎の提供

- 労災病院等は、労災補償政策の円滑な遂行の観点から、行政からの求めに応じて、労災認定や行政訴訟に必要な業務上外に係る医学的意見書の作成、鑑別診断等を行っている。
- また、労災疾病に係る調査研究の成果等を活かし、医学的知見を踏まえた労災認定基準の策定等に協力をしている。

⑤ 研究成果等の普及・教育

- 労災病院等は、労災疾病に係る調査研究の研究成果等について、国内外関連学会での発表をはじめ、地域の労災指定医療機関等との症例検討会、ホームページによる情報提供、講演活動や冊子の発行など多様な経路を通じて、医療関係者等に対する普及・教育に取り組んでいる。
- また、病院グループのネットワークを活用し、臨床研修の中で、労災医療について講義を行うほか、外部医師を対象とするアスベスト関連疾患やじん肺に関する技術研修等も実施し、こうした取組を通じて、労災医療に精通した医師の養成を進めている。